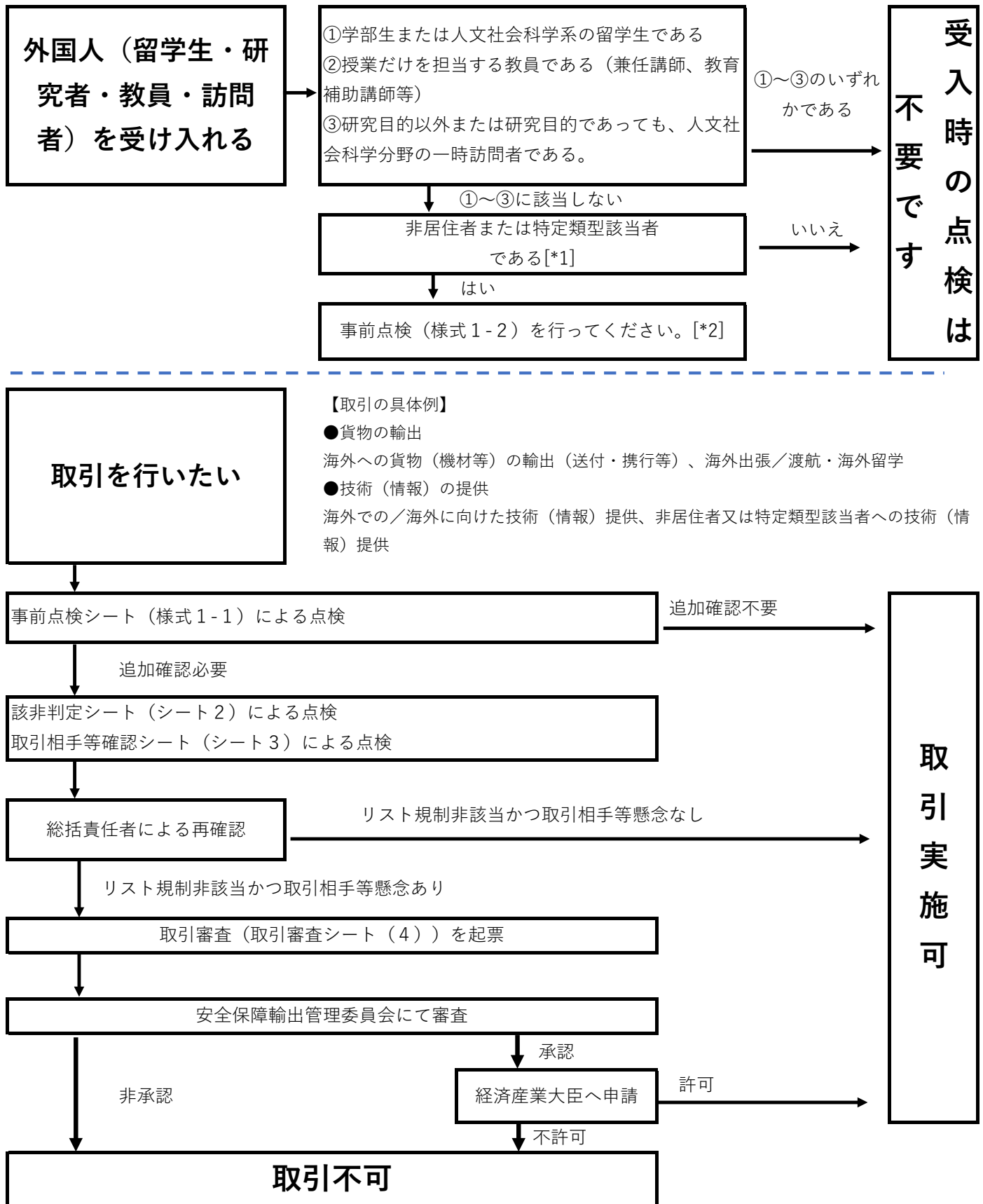


安全保障輸出管理の流れ



【*1】特定類型該当者 以下の①か②に該当する者。詳しくは、研究知財事務室（主に教員・研究者）または国際教育事務室（外国人留学生）までお問い合わせください。

① 外国政府又は外国法人等と雇用等の契約を結んでおり、当該外国政府・法人等に対して善管注意義務を負う居住者（日本人を含む）
② 外国政府又は外国法人等から、年間所得の25%以上の経済的利益（奨学金等）を受けている、または得ることを約している居住者（日本人を含む）

【*2】学生受入プログラムの場合は、プログラム責任者による「調査票」での一括点検も可です。